

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
平成27年7月13日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	5件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	5件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	6件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	5件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500073 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500050 号

## 第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 15 年 8 月 13 日、平成 16 年 8 月 13 日、平成 16 年 12 月 28 日及び平成 17 年 8 月 13 日の標準賞与額を 60 万円に訂正することが必要である。

平成 15 年 8 月 13 日、平成 16 年 8 月 13 日、平成 16 年 12 月 28 日及び平成 17 年 8 月 13 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成 15 年 8 月 13 日、平成 16 年 8 月 13 日、平成 16 年 12 月 28 日及び平成 17 年 8 月 13 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者の A 事業所における平成 15 年 9 月 1 日から平成 17 年 9 月 1 日まで及び平成 20 年 9 月 1 日から平成 24 年 6 月 1 日までの期間について、標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 15 年 9 月から平成 17 年 8 月まで及び平成 20 年 9 月から平成 24 年 5 月までの標準報酬月額については、平成 15 年 9 月から平成 16 年 8 月までは 32 万円から 38 万円、平成 16 年 9 月から平成 17 年 8 月までは、34 万円から 38 万円、平成 20 年 9 月から平成 22 年 8 月までは 34 万円から 44 万円、平成 22 年 9 月から平成 23 年 8 月までは 36 万円から 44 万円、平成 23 年 9 月から平成 24 年 5 月までは 38 万円から 44 万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

請求者の A 事業所における平成 24 年 6 月 1 日から平成 26 年 5 月 1 日までの期間について、標準報酬月額に係る記録を 38 万円から 44 万円に訂正することが必要である。

平成 24 年 6 月 1 日から平成 26 年 5 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、標準賞与額及び標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 34 年生

住 所 :

## 2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成 15 年 8 月 13 日  
② 平成 16 年 8 月  
③ 平成 16 年 12 月  
④ 平成 17 年 8 月  
⑤ 平成 18 年 12 月  
⑥ 平成 19 年 12 月  
⑦ 平成 20 年 8 月  
⑧ 平成 20 年 12 月  
⑨ 平成 15 年 9 月 1 日から平成 24 年 6 月 1 日まで  
⑩ 平成 24 年 6 月 1 日から平成 26 年 5 月 1 日まで

請求期間①から⑧までについて、A事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたが年金記録とされていない。一部の期間について、賞与明細書を保存しているので、調査の上、当該期間の標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間⑨について、A事業所での厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低く記録されている。当該期間に係る給与明細書を提出するので、標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。また、年金額に反映しないとしても事実即した標準報酬月額に訂正してほしい。

請求期間⑩について、A事業所での厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低く記録されている。当該期間に係る給与明細書を提出するので標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①から④までについては、請求者より提出された賞与明細書により標準賞与額（60万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②、③及び④に係る賞与の支給日については、請求者のオンライン記録及び請求者の陳述から、請求期間②は平成 16 年 8 月 13 日、請求期間③は平成 16 年 12 月 28 日及び請求期間④は平成 17 年 8 月 13 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認する関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑤から⑧までについて、請求者から提出された平成 18 年分、平成 19 年分及び平成 20 年分の給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額は、請求者が所持している給

料明細書及び賞与明細書において確認できる社会保険料等控除額の合計額に、請求者は毎月同額の報酬の支払いがあったと主張していることから、給料明細書を所持していない月分の社会保険料等控除額として、オンライン記録の標準報酬月額を基に算出した健康保険料控除額、介護保険料控除額及び厚生年金保険料控除額と、請求者が所持する給料明細書より固定的に支給されている報酬額を基に算出した雇用保険料控除額の合算額を加えた額と一致しており、当該請求期間の賞与に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求期間⑤から⑧までについて、請求者の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間⑤から⑧までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間⑨について、請求者は、標準報酬月額の相違について訂正請求しているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

よって、オンライン記録によると、請求者の当該期間の標準報酬月額は、平成 15 年 9 月から平成 16 年 8 月までは 32 万円、平成 16 年 9 月から平成 22 年 8 月までは 34 万円、平成 22 年 9 月から平成 23 年 8 月までは 36 万円、平成 23 年 9 月から平成 24 年 5 月までは 38 万円と記録されているが、請求者から提出のあった給与明細書（平成 16 年から平成 20 年までは「給料明細書」）及び源泉徴収票によると、当該期間における報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できるものの、当該給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と比べて同額又は低額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

一方、請求者は請求期間⑨について、年金額に反映しないとしても事実即した標準報酬月額の訂正を求めている。上記給与明細書から、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となるべき報酬月額について、平成 15 年 4 月から同年 6 月までは 38 万円、平成 16 年 4 月から同年 6 月までは 38 万円、平成 20 年 4 月から同年 6 月までは 44 万円、平成 21 年 4 月から同年 6 月までは 44 万円、平成 22 年 4 月から同年 6 月までは 44 万円、平成 23 年 4 月から同年 6 月までは 44 万円の標準報酬月額に相当する報酬月額が事業主により請求者へ支払われていたことが確認できる。

以上のことから、請求者の A 事業所における請求期間⑨の標準報酬月額に係る記録のうち、平成 15 年 9 月から平成 17 年 8 月までは 38 万円、平成 20 年 9 月から平成 24 年 5 月までは 44 万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額と記録することが必要である。

また、請求期間⑨のうち、平成17年9月から平成20年8月までの標準報酬月額については、請求者は給与明細書を所持していない上、標準報酬月額の決定の基礎となるべき報酬月額が確認できないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額に訂正することは認められない。

請求期間⑩については、本件請求日において、保険料徴収権が時効により消滅していない期間であり、平成24年6月から平成26年4月までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、38万円と記録されている。しかし、請求者から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる平成23年4月から同年6月まで、平成24年4月から同年6月まで、平成25年4月から同年6月までは、標準報酬月額44万円に相当する報酬月額が事業主により請求者へ支払われていたことが確認できる。

したがって、請求者のA事業所における請求期間⑩に係る標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500143 号  
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500051 号

## 第1 結論

平成5年1月11日から同年3月21日までの請求期間について、請求者のA社における平成5年1月11日から同年3月20日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成5年1月及び同年2月の標準報酬月額については、15万円から16万円とする。

平成5年1月及び同年2月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成5年1月及び同年2月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

平成5年3月21日から同年5月21日までの請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成5年3月21日から平成5年5月21日に訂正し、平成5年3月及び同年4月の標準報酬月額を16万円にすることが必要である。

平成5年3月21日から同年5月21日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成5年3月21日から同年5月21日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ①平成5年1月11日から同年3月21日まで  
②平成5年3月21日から同年5月21日まで

請求期間①について、私がA社に勤務していた当該期間の標準報酬月額は、保管している給料明細書に記載された厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額より低く記録されている。

請求期間②について、私は平成5年5月20日までA社に勤務していた。しかし、年金記録を確認したところ、同社における資格喪失日は平成5年3月21日とされている。

請求期間①及び②について、年金額に反映するよう訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間①について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は平成5年1月及び同年2月は15万円と記録されているが、請求者から提出されたA社の給料明細書及び日本年金機構B事務センターの回答により、請求者が厚生年金保険被保険者資格を取得した平成5年1月に標準報酬月額16万円に相当する報酬月額が事業主により請求者へ支払われていたことが認められ、請求期間①に当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間①の標準報酬月額については、上記の給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成5年1月及び同年2月について、請求者の訂正後の標準報酬月額に係る厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間②について、請求者から提出されたA社の平成5年4月及び同年5月の給料明細書、雇用保険の記録及び同社の元事業主の回答によると、請求者が平成5年5月20日まで、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記の平成5年4月及び同年5月の給料明細書によると、請求者は、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、請求期間②の標準報酬月額については、上記の平成5年4月及び同年5月の給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は平成5年3月21日から同年5月21日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第1500025号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第1500055号

## 第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成7年3月1日から同年12月1日までの期間及び平成8年3月1日から同年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成7年3月から同年6月までの標準報酬月額については15万円から47万円、平成7年7月の標準報酬月額については15万円から44万円、平成7年8月の標準報酬月額については15万円から41万円、平成7年9月の標準報酬月額については15万円から47万円、平成7年10月の標準報酬月額については16万円から59万円、平成7年11月、平成8年3月及び同年4月の標準報酬月額については16万円から56万円とする。

平成7年3月から同年11月まで、平成8年3月及び同年4月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成7年3月から同年11月まで、平成8年3月及び同年4月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成6年6月10日から平成9年11月30日まで

A社に勤務した請求期間について、標準報酬月額が実際の給与額と比べて低い額となっている。保管する給料支払明細書と預金通帳の写しを提出するので、標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間のうち、平成7年3月1日から同年10月1日までの期間については、請求者から提出されたA社の給料支払明細書により、請求者は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（15万円）を超える報酬月額（平成7年3月は60万1,879円、平成7年4月は65万2,176円、平成7年5月は54万3,279円、平成7年6月は58万9,579円、平成7年7月は50万3,169円、平成7年8月は46万5,179円、平成7年9月は62万2,779円）の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（平成7年3月及び同年4月は59万円、平成7年5月は53万円、平成7年6月は59万円、平成7年7月は50万円、平成7年8月は47万円、平成7年9月は59万円）より低い標準報酬月額（平成7年3月から同年6月までは47万円、平成7年7月は44万円、平成7年8月は41万円、平成7年9月は47万円）に見合う厚生年金保険料（平成7年3月から同年6月までは3万8,425円、平成7年7月は3万6,250円、平成7年8月は3万4,075円、平成7年9月は3万8,425円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成7年10月1日から同年12月1日までの期間及び平成8年3月1日から同年5月1日までの期間については、請求者の標準報酬月額は、オンライン記録によると16万円と記録されているが、請求者から提出された給料支払明細書により、標準報酬月額の決定の基礎となる平成7年5月から7月までは標準報酬月額（59万円）に相当する報酬月額が事業主により請求者に支払われていたことが確認でき、当該報酬月額に基づく標準報酬月額と同額又は低い標準報酬月額（平成7年10月は59万円、平成7年11月、平成8年3月及び同年4月は56万円）に見合う厚生年金保険料（平成7年10月は4万8,675円、平成7年11月、平成8年3月及び同年4月は4万6,200円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、平成7年3月から同年6月までは47万円、平成7年7月は44万円、平成7年8月は41万円、平成7年9月は47万円、平成7年10月は59万円、平成7年11月、平成8年3月及び同年4月は56万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間のうち、平成6年6月10日から平成7年3月1日までの期間、平成7年12月1日から平成8年3月1日までの期間及び平成8年5月1日から平成9年11月30日までの期間については、請求者から提出された預金通帳の写しにより、オンライン記録の標準報酬月額を上回るA社からの振込額が確認できる月はあるものの、請求者は給料支払明細書を保管しておらず、同社は、当時の給与額及び厚生年金保険の保険料控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管していない旨を回答していることから、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として当該期間の請求に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第1500006号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第1500056号

## 第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成6年7月1日から平成8年1月1日までの期間、平成8年3月1日から同年9月1日までの期間、平成8年10月1日から平成9年8月1日までの期間、平成9年10月1日から平成10年3月1日までの期間、平成10年5月1日から平成12年2月1日までの期間、平成12年3月1日から同年11月1日までの期間、平成12年12月1日から平成13年9月1日までの期間、平成13年10月1日から平成14年12月1日までの期間、平成15年1月1日から同年5月1日までの期間及び平成15年6月1日から平成21年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。

平成6年7月から平成7年12月まで、平成8年3月から同年8月まで、平成8年10月から平成9年7月まで、平成9年10月から平成10年2月まで、平成10年5月から平成12年1月まで、平成12年3月から同年10月まで、平成12年12月から平成13年8月まで、平成13年10月から平成14年11月まで、平成15年1月から同年4月までの期間及び平成15年6月から平成21年8月までの期間の標準報酬月額については、平成6年7月は22万円から32万円、平成6年8月から同年10月までは22万円から41万円、平成6年11月及び同年12月は22万円から38万円、平成7年1月は22万円から36万円、平成7年2月は22万円から28万円、平成7年3月は22万円から38万円、平成7年4月は22万円から34万円、平成7年5月は22万円から32万円、平成7年6月は22万円から36万円、平成7年7月は22万円から34万円、平成7年8月は22万円から38万円、平成7年9月は22万円から36万円、平成7年10月は22万円から34万円、平成7年11月は22万円から36万円、平成7年12月は22万円から38万円、平成8年3月は22万円から26万円、平成8年4月は22万円から34万円、平成8年5月は22万円から30万円、平成8年6月及び同年7月は22万円から32万円、平成8年8月は22万円から30万円、平成8年10月は20万円から26万円、平成8年11月は20万円から28万円、平成8年12月は20万円から30万円、平成9年1月は20万円から24万円、平成9年2月は20万円から26万円、平成9年3月及び同年4月は20万円から32万円、平成9年5月は20万円から34万円、平成9年6月は20万円から30万円、平成9年7月は20万円から34万円、平成9年10月は22万円から26万円、平成9年11月は22万円から34万円、平成9年12月は22万円から32万円、平成10年1月は22万円から24万円、平成10年2月は22万円から28万円、平成10年5月は22万円から24万円、平成10年6月及び同年7月は22万円から34万円、平成10年8月は22万円から28万円、平成10年9月及び同年10月は22万円から32万円、平成10年11月は22万円から28万円、平成10年12月は22万円から30万円、平成11年1月は22万円から28万円、平成11年2月は22万円から24万円、平成11年3月は22万円から30万円、平成11年4月は22万円から32万円、平成11年5月は22万円から28万円、平成11年6月及び

同年7月は22万円から30万円、平成11年8月は22万円から26万円、平成11年9月から同年12月までは22万円から28万円、平成12年1月は22万円から24万円、平成12年3月は22万円から30万円、平成12年4月及び同年5月は22万円から26万円、平成12年6月は22万円から30万円、平成12年7月から同年10月までは22万円から26万円、平成12年12月は22万円から32万円、平成13年1月は22万円から24万円、平成13年2月は22万円から26万円、平成13年3月は22万円から32万円、平成13年4月は22万円から26万円、平成13年5月は22万円から28万円、平成13年6月から同年8月までは22万円から26万円、平成13年10月は22万円から30万円、平成13年11月及び同年12月は22万円から26万円、平成14年1月は22万円から24万円、平成14年2月は22万円から26万円、平成14年3月から同年5月までは22万円から28万円、平成14年6月は22万円から24万円、平成14年7月は22万円から28万円、平成14年8月は22万円から26万円、平成14年9月は22万円から24万円、平成14年10月及び同年11月は22万円から26万円、平成15年1月及び同年2月は22万円から24万円、平成15年3月は22万円から26万円、平成15年4月は22万円から34万円、平成15年6月は22万円から26万円、平成15年7月は22万円から32万円、平成15年8月は22万円から34万円、平成15年9月は26万円から34万円、平成15年10月は26万円から38万円、平成15年11月は26万円から36万円、平成15年12月は26万円から38万円、平成16年1月及び同年2月は26万円から34万円、平成16年3月は26万円から36万円、平成16年4月は26万円から38万円、平成16年5月は26万円から32万円、平成16年6月は26万円から41万円、平成16年7月は26万円から38万円、平成16年8月から同年10月までは26万円から34万円、平成16年11月及び同年12月は26万円から36万円、平成17年1月は26万円から30万円、平成17年2月は26万円から34万円、平成17年3月から同年12月までは26万円から36万円、平成18年1月は26万円から30万円、平成18年2月から同年8月までは26万円から36万円、平成18年9月から同年12月までは26万円から34万円、平成19年1月及び同年2月は26万円から32万円、平成19年3月及び同年4月は26万円から34万円、平成19年5月は26万円から32万円、平成19年6月は26万円から38万円、平成19年7月及び同年8月は26万円から34万円、平成19年9月は26万円から32万円、平成19年10月から同年12月までは26万円から34万円、平成20年1月は26万円から32万円、平成20年2月は26万円から34万円、平成20年3月から同年7月までは26万円から36万円、平成20年8月から平成21年8月までは26万円から34万円とする。

平成6年7月から平成7年12月まで、平成8年3月から同年8月まで、平成8年10月から平成9年7月まで、平成9年10月から平成10年2月まで、平成10年5月から平成12年1月まで、平成12年3月から同年10月まで、平成12年12月から平成13年8月まで、平成13年10月から平成14年11月まで、平成15年1月から同年4月まで、平成15年6月から平成21年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成6年7月から平成7年12月まで、平成8年3月から同年8月まで、平成8年10月から平成9年7月まで、平成9年10月から平成10年2月まで、平成10年5月から平成12年1月まで、平成12年3月から同年10月まで、平成12年12月から平成13年8月まで、平成13年10月から平成14年11月まで、平成15年1月から同年4月まで、平成15年6月から平成21年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間のうち、平成24年10月1日から同年11月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成24年10月の標準報酬月額については26万円から38万円とする。

請求期間のうち、平成24年10月1日から同年11月1日までの期間について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成6年7月1日から平成24年11月1日まで

A社に勤務した請求期間について、標準報酬月額が給与額と比べて低い額となっている。標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成6年7月1日から平成7年10月1日までの期間及び平成15年9月1日から平成16年9月1日までの期間については、請求者から提出された給与明細表により、請求者は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（平成6年7月から平成7年9月までは22万円、平成15年9月から平成16年8月までは26万円）を超える報酬月額（平成6年7月は36万8,200円、平成6年8月は42万円、平成6年9月は41万8,500円、平成6年10月は41万7,000円、平成6年11月は45万3,500円、平成6年12月は43万9,500円、平成7年1月は40万8,500円、平成7年2月は32万8,000円、平成7年3月は44万4,000円、平成7年4月は42万5,000円、平

成7年5月は40万8,500円、平成7年6月は44万4,500円、平成7年7月は42万9,500円、平成7年8月は46万1,000円、平成7年9月は44万2,000円、平成15年9月は35万5,050円、平成15年10月は38万350円、平成15年11月は36万7,900円、平成15年12月は38万3,600円、平成16年1月及び同年2月は33万8,350円、平成16年3月は37万7,150円、平成16年4月は38万8,250円、平成16年5月は33万700円、平成16年6月は40万6,750円、平成16年7月は37万9,450円、平成16年8月は34万7,400円)の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額(平成6年7月は36万円、平成6年8月から同年10月までは41万円、平成6年11月及び同年12月は44万円、平成7年1月は41万円、平成7年2月は32万円、平成7年3月及び同年4月は44万円、平成7年5月は41万円、平成7年6月及び同年7月は44万円、平成7年8月は47万円、平成7年9月は44万円、平成15年9月は36万円、平成15年10月は38万円、平成15年11月は36万円、平成15年12月は38万円、平成16年1月及び同年2月は34万円、平成16年3月及び同年4月は38万円、平成16年5月は34万円、平成16年6月は41万円、平成16年7月は38万円、平成16年8月は34万円)と同額又は異なる標準報酬月額(平成6年7月は32万円、平成6年8月から同年10月までは41万円、平成6年11月及び同年12月は38万円、平成7年1月は36万円、平成7年2月は28万円、平成7年3月は38万円、平成7年4月は34万円、平成7年5月は32万円、平成7年6月は36万円、平成7年7月は34万円、平成7年8月は38万円、平成7年9月は36万円、平成15年9月は34万円、平成15年10月は38万円、平成15年11月は36万円、平成15年12月は38万円、平成16年1月及び同年2月は34万円、平成16年3月は36万円、平成16年4月は38万円、平成16年5月は32万円、平成16年6月は41万円、平成16年7月は38万円、平成16年8月は36万円)に見合う厚生年金保険料(平成6年7月は2万3,200円、平成6年8月から同年10月までは2万9,770円、平成6年11月及び同年12月は3万2,550円、平成7年1月は2万9,770円、平成7年2月は2万3,100円、平成7年3月は3万1,350円、平成7年4月は2万8,440円、平成7年5月は2万6,770円、平成7年6月は3万110円、平成7年7月は2万8,750円、平成7年8月は3万1,350円、平成7年9月は2万9,450円、平成15年9月は2万3,010円、平成15年10月は2万5,440円、平成15年11月は2万4,360円、平成15年12月は2万5,440円、平成16年1月及び同年2月は2万2,740円、平成16年3月は2万4,870円、平成16年4月は2万5,800円、平成16年5月は2万2,240円、平成16年6月は2万7,500円、平成16年7月は2万5,500円、平成16年8月は2万4,260円)を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

請求期間のうち、平成7年10月1日から平成8年1月1日までの期間、平成8年3月1日から同年9月1日までの期間、平成8年10月1日から平成9年8月1日までの期間、平成9年10月1日から平成10年3月1日までの期間、平成10年5月1日から平成12年2月1日までの期間、平成12年3月1日から同年11月1日までの期間、平成12年12月1日から平成13年9月1日までの期間、平成13年10月1日から平成14年12月1日までの期間、平成15年1月1日から同年5月1日までの期間、平成15

年6月1日から同年9月1日までの期間及び平成16年9月1日から平成21年9月1日までの期間については、請求者の標準報酬月額、オンライン記録によると平成7年10月から平成8年9月までの期間は22万円、平成8年10月から平成9年9月までの期間は20万円、平成9年10月から平成15年8月までの期間は22万円、平成16年9月から平成21年8月の期間は26万円と記録されているが、請求者から提出された給与明細表により、標準報酬月額の決定の基礎となる4月から6月まで（平成14年以前は、5月から7月まで。）は標準報酬月額（平成7年は44万円、平成8年は36万円、平成9年は41万円、平成10年は32万円、平成11年は38万円、平成12年は36万円、平成13年は34万円、平成14年、平成16年及び平成17年は36万円、平成18年は38万円、平成19年は36万円、平成20年は38万円）に相当する報酬月額が事業主により請求者に支払われていたことが確認でき、当該報酬月額に基づく標準報酬月額（平成7年10月から平成8年9月までは44万円、平成8年10月から平成9年9月までは36万円、平成9年10月から平成10年9月までは41万円、平成10年10月から平成11年9月までは32万円、平成11年10月から平成12年9月までは38万円、平成12年10月から平成13年9月までは36万円、平成13年10月から平成14年9月までは34万円、平成14年10月から平成15年8月まで、平成16年9月から平成17年8月までの期間及び平成17年9月から平成18年8月までの期間は36万円、平成18年9月から平成19年8月までは38万円、平成19年9月から平成20年8月までは36万円、平成20年9月から平成21年8月までは38万円）と同額又は異なる標準報酬月額（平成7年10月は34万円、平成7年11月は36万円、平成7年12月は38万円、平成8年3月は26万円、平成8年4月は34万円、平成8年5月は30万円、平成8年6月及び同年7月は32万円、平成8年8月は30万円、平成8年10月は26万円、平成8年11月は28万円、平成8年12月は30万円、平成9年1月は24万円、平成9年2月は26万円、平成9年3月及び同年4月は32万円、平成9年5月は34万円、平成9年6月は30万円、平成9年7月は34万円、平成9年10月は26万円、平成9年11月は34万円、平成9年12月は32万円、平成10年1月は24万円、平成10年2月は28万円、平成10年5月は24万円、平成10年6月及び同年7月は34万円、平成10年8月は28万円、平成10年9月及び同年10月は32万円、平成10年11月は28万円、平成10年12月は30万円、平成11年1月は28万円、平成11年2月は24万円、平成11年3月は30万円、平成11年4月は32万円、平成11年5月は28万円、平成11年6月及び同年7月は30万円、平成11年8月は26万円、平成11年9月から同年12月までは28万円、平成12年1月は24万円、平成12年3月は30万円、平成12年4月及び同年5月は26万円、平成12年6月は30万円、平成12年7月から同年10月までは26万円、平成12年12月は32万円、平成13年1月は24万円、平成13年2月は26万円、平成13年3月は32万円、平成13年4月は26万円、平成13年5月は28万円、平成13年6月から同年8月までは26万円、平成13年10月は30万円、平成13年11月及び同年12月は26万円、平成14年1月は24万円、平成14年2月は26万円、平成14年3月から同年5月までは28万円、平成14年6月は24万円、平成14年7月は28万円、平成14年8月は26万円、平成14年9月は24万円、平成14年10

月及び同年11月は26万円、平成15年1月及び平成15年2月は24万円、平成15年3月は26万円、平成15年4月は34万円、平成15年6月は26万円、平成15年7月は32万円、平成15年8月、平成16年9月及び同年10月は34万円、平成16年11月及び同年12月は36万円、平成17年1月は30万円、平成17年2月は34万円、平成17年3月から同年5月までは36万円、平成17年6月は38万円、平成17年7月から同年12月までは36万円、平成18年1月は30万円、平成18年2月は36万円、平成18年3月は38万円、平成18年4月から同年8月までは36万円、平成18年9月から同年12月までは34万円、平成19年1月及び同年2月は32万円、平成19年3月及び同年4月は34万円、平成19年5月は32万円、平成19年6月は38万円、平成19年7月及び同年8月は34万円、平成19年9月は32万円、平成19年10月から同年12月までは34万円、平成20年1月は32万円、平成20年2月は34万円、平成20年3月から同年5月までは38万円、平成20年6月は41万円、平成20年7月は38万円、平成20年8月から平成21年8月までは34万円)に見合う厚生年金保険料(平成7年10月は2万8,380円、平成7年11月は2万8,970円、平成7年12月は3万1,350円、平成8年3月は2万1,450円、平成8年4月は2万8,770円、平成8年5月は2万4,820円、平成8年6月は2万5,920円、平成8年7月は2万6,300円、平成8年8月は2万4,800円、平成8年10月は2万2,150円、平成8年11月は2万4,440円、平成8年12月は2万6,790円、平成9年1月は2万1,130円、平成9年2月は2万2,790円、平成9年3月及び同年4月は2万7,410円、平成9年5月は2万9,330円、平成9年6月は2万6,410円、平成9年7月は2万8,740円、平成9年10月は2万3,320円、平成9年11月は2万9,660円、平成9年12月は2万7,800円、平成10年1月は2万1,380円、平成10年2月は2万4,830円、平成10年5月は2万1,450円、平成10年6月及び同年7月は2万8,860円、平成10年8月は2万4,700円、平成10年9月は2万7,400円、平成10年10月は2万7,950円、平成10年11月は2万3,870円、平成10年12月は2万6,400円、平成11年1月は2万3,800円、平成11年2月は2万450円、平成11年3月は2万6,550円、平成11年4月は2万7,330円、平成11年5月は2万4,970円、平成11年6月は2万6,400円、平成11年7月は2万5,500円、平成11年8月は2万2,930円、平成11年9月は2万3,600円、平成11年10月は2万3,450円、平成11年11月は2万4,400円、平成11年12月は2万4,680円、平成12年1月は2万330円、平成12年3月は2万5,770円、平成12年4月及び同年5月は2万2,960円、平成12年6月は2万6,370円、平成12年7月は2万1,840円、平成12年8月は2万2,160円、平成12年9月は2万2,940円、平成12年10月は2万2,600円、平成12年12月は2万7,150円、平成13年1月は2万1,600円、平成13年2月は2万3,080円、平成13年3月は2万7,480円、平成13年4月は2万2,160円、平成13年5月は2万4,870円、平成13年6月は2万1,970円、平成13年7月は2万2,260円、平成13年8月は2万1,860円、平成13年10月は2万5,440円、平成13年11月は2万2,690円、平成13年12月は2万2,520円、平成14年1月は2万200円、平成14年2月は2万1,960円、平成14年3月は2万4,020円、平成14年4月は2万4,210円、平成14年5月は2万3,480円、平成14年6月は2万1,330円、平成14年7月は2万3,690

円、平成14年8月は2万2,340円、平成14年9月は2万960円、平成14年10月は2万2,770円、平成14年11月は2万2,660円、平成15年1月は2万1,540円、平成15年2月は2万1,280円、平成15年3月は2万2,660円、平成15年4月は2万3,440円、平成15年6月は1万7,650円、平成15年7月は2万1,960円、平成15年8月は2万2,800円、平成16年9月は2万2,670円、平成16年10月は2万3,970円、平成16年11月は2万4,520円、平成16年12月は2万5,070円、平成17年1月は2万1,440円、平成17年2月は2万4,260円、平成17年3月から同年5月までは2万5,070円、平成17年6月は2万7,500円、平成17年7月から同年12月までは2万5,070円、平成18年1月は2万1,440円、平成18年2月は2万5,070円、平成18年3月は2万7,500円、平成18年4月から同年12月までは2万5,070円、平成19年1月及び同年2月は2万3,420円、平成19年3月は2万5,070円、平成19年4月は2万4,890円、平成19年5月は2万3,420円、平成19年6月は2万7,820円、平成19年7月及び同年8月は2万4,890円、平成19年9月は2万3,420円、平成19年10月から同年12月までは2万4,890円、平成20年1月は2万3,990円、平成20年2月は2万4,890円、平成20年3月から同年5月までは2万8,490円、平成20年6月は3万740円、平成20年7月は2万8,490円、平成20年8月は2万5,490円、平成20年9月から平成21年8月までは2万6,100円)を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、上記請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、給与明細表で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成6年7月は32万円、平成6年8月から同年10月までは41万円、平成6年11月及び同年12月は38万円、平成7年1月は36万円、平成7年2月は28万円、平成7年3月は38万円、平成7年4月は34万円、平成7年5月は32万円、平成7年6月は36万円、平成7年7月は34万円、平成7年8月は38万円、平成7年9月は36万円、平成7年10月は34万円、平成7年11月は36万円、平成7年12月は38万円、平成8年3月は26万円、平成8年4月は34万円、平成8年5月は30万円、平成8年6月及び同年7月は32万円、平成8年8月は30万円、平成8年10月は26万円、平成8年11月は28万円、平成8年12月は30万円、平成9年1月は24万円、平成9年2月は26万円、平成9年3月及び同年4月は32万円、平成9年5月は34万円、平成9年6月は30万円、平成9年7月は34万円、平成9年10月は26万円、平成9年11月は34万円、平成9年12月は32万円、平成10年1月は24万円、平成10年2月は28万円、平成10年5月は24万円、平成10年6月及び同年7月は34万円、平成10年8月は28万円、平成10年9月及び同年10月は32万円、平成10年11月は28万円、平成10年12月は30万円、平成11年1月は28万円、平成11年2月は24万円、平成11年3月は30万円、平成11年4月は32万円、平成11年5月は28万円、平成11年6

月及び同年7月は30万円、平成11年8月は26万円、平成11年9月から同年12月までは28万円、平成12年1月は24万円、平成12年3月は30万円、平成12年4月及び同年5月は26万円、平成12年6月は30万円、平成12年7月から同年10月までは26万円、平成12年12月は32万円、平成13年1月は24万円、平成13年2月は26万円、平成13年3月は32万円、平成13年4月は26万円、平成13年5月は28万円、平成13年6月から同年8月までは26万円、平成13年10月は30万円、平成13年11月及び同年12月は26万円、平成14年1月は24万円、平成14年2月は26万円、平成14年3月から同年5月までは28万円、平成14年6月は24万円、平成14年7月は28万円、平成14年8月は26万円、平成14年9月は24万円、平成14年10月及び同年11月は26万円、平成15年1月及び同年2月は24万円、平成15年3月は26万円、平成15年4月は34万円、平成15年6月は26万円、平成15年7月は32万円、平成15年8月及び同年9月は34万円、平成15年10月は38万円、平成15年11月は36万円、平成15年12月は38万円、平成16年1月及び同年2月は34万円、平成16年3月は36万円、平成16年4月は38万円、平成16年5月は32万円、平成16年6月は41万円、平成16年7月は38万円、平成16年8月から同年10月までは34万円、平成16年11月及び同年12月は36万円、平成17年1月は30万円、平成17年2月は34万円、平成17年3月から同年12月までは36万円、平成18年1月は30万円、平成18年2月から同年8月までは36万円、平成18年9月から同年12月までは34万円、平成19年1月及び同年2月は32万円、平成19年3月及び同年4月は34万円、平成19年5月は32万円、平成19年6月は38万円、平成19年7月及び同年8月は34万円、平成19年9月は32万円、平成19年10月から同年12月までは34万円、平成20年1月は32万円、平成20年2月は34万円、平成20年3月から同年7月までは36万円、平成20年8月から平成21年8月までは34万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る上記請求期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は、実際の報酬月額より低い報酬月額に基づく保険料を納付していた旨回答しており、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成24年10月1日から同年11月1日までの期間について、本件請求日においては保険料徴収権が時効により消滅していない期間である。

平成24年10月の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、26万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成27年1月28日付けで、38万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当するとして、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(38万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(26万円)とされている。

しかしながら、請求者から提出された給与明細表により、請求者は、当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる平成24年4月から同年6月までは、標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により請求者に支払われていたことが確認できることから、請求者の年金額の計算の基礎となる平成24年10月の標準報酬月

額を38万円に訂正することが必要である。

- 3 一方、請求期間のうち、平成8年1月1日から同年3月1日までの期間、平成8年9月1日から同年10月1日までの期間、平成9年8月1日から同年9月1日までの期間、平成10年3月1日から同年5月1日までの期間、平成12年2月1日から同年3月1日までの期間、平成13年9月1日から同年10月1日までの期間、平成14年12月1日から平成15年1月1日までの期間及び平成21年9月1日から平成24年10月1日までの期間については、給与明細表により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

また、請求期間のうち、平成9年9月1日から同年10月1日までの期間、平成12年11月1日から同年12月1日までの期間及び平成15年5月1日から同年6月1日までの期間については、請求者から提出された預金通帳の写しにより、A社からの振込額が確認できる月はあるものの、請求者は給与明細表を保管しておらず、同社は、当時の給与額及び厚生年金保険の保険料控除額が分かる給料台帳等を保管していない旨を回答していることから、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として当該期間の請求に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第1500173号  
厚生局事案番号 : 東海北陸 (脱) 第1500003号

## 第1 結論

昭和44年4月1日から昭和47年2月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和44年4月1日から昭和47年2月1日まで

〔 支給済期間 : ① 昭和44年4月1日から昭和46年9月22日まで  
② 昭和46年12月1日から昭和47年2月1日まで 〕

平成15年3月頃に年金記録照会回答票を見て脱退手当金が支給されていることを知ったが、受け取った覚えがなかったので調査をお願いしたが、支給されたことになっているという回答で、当時はあきらめていた。脱退手当金を受給したとされる時期の直前に厚生年金保険被保険者記録があるA社には事務員として勤務したが、職場環境が悪く2か月ほどで急遽辞めたので、書類などは何も受け取っていないし、その後、同社との接触は一切ない。まだどこかで続けて働くつもりだったので、脱退手当金を受け取るはずがない。当時、社会保険事務所(当時)がどこにあったか知らず、行ったこともない。請求期間について脱退手当金を受給しているとされているが、脱退手当金を受け取った記憶はないので、厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間の脱退手当金は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年7か月後の昭和48年9月19日に支給されたこととなっていること、請求期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿の請求者の前後に厚生年金保険被保険者資格を取得している女性のうち、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和47年2月1日の前後3年以内に資格喪失した請求者以外の脱退手当金の受給要件を満たした8名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、脱退手当金の支給記録が確認できるのは1名のみであることから、事業主が請求者の委任に基づき代理請求したとは考え難い。

また、請求者と同じ事業所の厚生年金保険被保険者で、オンライン記録において脱退手当金の支給が確認できた者の厚生年金保険被保険者名簿については、脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示があるが、請求者の厚生年金保険被保険者名簿には、その表示が無いことを踏まえると、請求者に脱退手当金が支給されていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500150号

厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1500012号

## 第1 結論

請求期間のうち、昭和41年2月から昭和50年3月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

また、請求期間のうち、昭和50年4月から同年12月までの期間については、既に国民年金保険料が納付済として記録されていることから、訂正することはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和41年2月から昭和50年12月まで

私は、国民年金に加入したいと思い、昭和50年12月頃にA市役所で加入を行った。この時、過去の保険料を納付できる特例があると聞き、その場で請求期間の保険料3万6,500円を納付し、その領収書に押されていた印鑑の名前がB又はCであったことを記憶している。どの期間の保険料であるかは聞かなかったが、後日送付された国民年金手帳には「初めて被保険者となった日」が昭和41年2月1日と記載されている。自分としてはその時点まで遡って納付したつもりでいた記憶があり、請求期間の保険料を納付できるだけの資力があつたことをうかがわせる当時の預金通帳の写しを提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、国民年金加入期間において、請求期間のうちの昭和41年2月から昭和50年3月までを除き保険料の未納はないことから、請求者の保険料の納付意識は高かつたことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録における請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、請求者の国民年金加入手続は、昭和50年12月頃に行われたと推認され、この加入手続の際に、昭和41年2月まで遡って被保険者の資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、請求期間のうち、昭和41年2月から昭和48年3月までの保険料については、既に2年の時効が成立しており、通常の納付方法では納付することができなかつたものの、上述の加入手続時期(昭和50年12月頃)当時は第2回特例納付実施期間(昭和49年1月から昭和50年12月まで)中であつたことから、

特例納付保険料として納付することが可能であった上、昭和 48 年 10 月から昭和 50 年 3 月までの保険料については、過年度保険料として、昭和 50 年 4 月から同年 12 月までの保険料については、現年度保険料として納付する方法を併用して納付が可能であった。

さらに、A 市が保管する請求者に係る納付記録台帳によると、請求期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 12 月までの保険料が現年度保険料（9,900 円）として昭和 50 年 12 月 24 日に納付されていることが確認できる。

しかしながら、上述のとおり、請求期間のうち、昭和 41 年 2 月から昭和 48 年 3 月までの保険料については、特例納付保険料（7 万 7,400 円）として、昭和 48 年 10 月から昭和 50 年 3 月までの保険料については、過年度保険料（1 万 5,750 円）として納付する方法を併用して納付が可能であったものの、その保険料合計額は、9 万 3,150 円となり、請求者の陳述する 3 万 6,500 円とは大きく相違する上、請求者が請求期間の保険料を納付したとする A 市役所の窓口では、特例納付保険料及び過年度保険料の収納の取扱いを行っていなかったとしていることから、請求者が請求期間のうち、昭和 41 年 2 月から昭和 48 年 3 月までの期間及び昭和 48 年 10 月から昭和 50 年 3 月までの期間の保険料を特例納付保険料及び過年度保険料として納付する方法を併用して納付したと推認することはできない。

また、請求期間のうち、昭和 48 年 4 月から同年 9 月までについては、特例納付保険料として納付する取扱いはできなかった期間であるほか、上述の加入手続時期においては、既に 2 年の時効が成立しており、過年度保険料として納付する取扱いもできなかった期間であることから、請求者は、いずれの納付方法においても当該期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、請求者は請求期間の保険料を納付した領収書に押印されていた印鑑の名前は B 又は C という名前であったとしているところ、A 市では当時の年金担当者にそのような名前の職員は在籍していなかったとしており、昭和 50 年当時、同市の指定金融機関の派出所を管理していた金融機関によると、在籍した職員に該当する職員がいたかは不明としていることから、当時の状況をうかがい知ることができない。

加えて、請求者は、請求期間の保険料を納付したことを示す資料として金融機関の預金通帳取引明細の写しを提出しており、当該通帳によると、昭和 50 年 12 月 13 日に 35 万円が引き出されていることが確認でき、この金額について、請求者は、内訳として自営業の運転資金、生活費、国民年金の保険料額 3 万 6,500 円などに使用したとしている。しかし、請求者の陳述する保険料額として挙げている 3 万 6,500 円と請求期間のうちの全ての納付可能期間の保険料を納付した場合の保険料相当額は大きく相違することから、当該通帳に記載されている金額をもって、請求者が請求期間の全ての保険料を納付していたとまでは推認し難い。

このほか、A 市の納付記録台帳においても、オンライン記録と同様、請求期間のうち、昭和 41 年 2 月から昭和 50 年 3 月までの保険料が納付された形跡はうかがえない上、請求者が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間のうち、昭和41年2月から昭和50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、請求期間のうち、昭和50年4月から同年12月までの期間については、既に国民年金保険料が納付済として記録されていることから、訂正することはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500120 号  
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500049 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 38 年 5 月 1 日から昭和 49 年 12 月 2 日まで

私は A 社に昭和 38 年 5 月 1 日から勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 49 年 12 月 2 日となっている。調査して、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された在職証明書によると、請求者は請求期間のうち、少なくとも昭和 39 年 8 月 1 日から同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 社は、請求期間にかかる厚生年金保険料の控除については、資料がないため分からない旨の陳述をしている。

また、A 社における請求期間当時の事務担当者及び請求者と同日の昭和 49 年 12 月 2 日に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、請求期間当時、同社においては入社と同時に厚生年金保険へ加入させる取扱いをしていなかった旨の陳述をしている。

さらに、国民年金被保険者台帳によれば、請求期間を含む昭和 38 年 4 月から昭和 49 年 11 月までについて、国民年金保険料を納付していることが確認できる上、請求者が所持する年金手帳から、A 社に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日に国民年金の被保険者資格を喪失したことが確認できる。

加えて、A 社の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に請求者の氏名はなく、健康保険整理番号に欠番はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500046号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500052号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和30年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年6月から平成4年10月まで

A社で働いていた期間について厚生年金保険の記録がない。一緒に勤めていた母や同僚はA社での厚生年金保険の記録があると聞いたが、私だけ厚生年金保険の記録がないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社の事業主は、人事記録等の資料は保管していないが、請求者が正社員として同社に勤務していたと回答している上、複数の同僚も請求者が同社に勤務していた旨を回答していることから、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険料の控除について、A社の事業主は、請求者の給与から厚生年金保険料を控除し、社会保険事務所(当時)に納付したと回答しているものの、賃金台帳等の保険料控除を確認できる資料を保管していない上、請求者自身についてもA社における勤務期間及び保険料控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

また、A社の事業主は、請求期間当時の会計事務はB会計事務所に任せていた旨を陳述しているが、当該会計事務所は、請求期間当時の資料を保管していない旨を陳述している。

さらに、請求者は、商業登記簿謄本によると役員でなかったことが確認できるところ、A社で厚生年金保険の被保険者記録がある従業員(役員を除く)には、雇用保険の記録を確認できるものの、請求者には雇用保険の記録は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500031号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500053号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(昭和20年4月1日からはB社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和2年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和19年10月1日から昭和24年1月1日まで

昭和18年頃から昭和23年12月までの期間に、C郡D村(現在は、E市)のA事業所の購買部(途中からはB社)に勤務し、Fの倉庫でG業務をしていたが、厚生年金保険の被保険者記録がない。勤務していた期間のうち、女性が厚生年金保険に加入できるようになった昭和19年10月1日から昭和24年1月1日までを厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出されたA事業所の行事の写真、「B社DF支所職員一同」と記載のある集合写真及び複数の同僚等の証言から、期間は特定できないものの、請求者がA事業所(昭和20年4月1日からは、B社)に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び厚生年金保険適用事業所名簿において、A事業所は厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できず、B社は請求期間のうち、昭和19年10月1日から昭和20年3月31日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、上述の写真に写っている者のうち、請求者が氏名を記憶している上司、同僚が合わせて4人おり、そのうち2人については、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和20年4月1日から厚生年金保険の記録が確認できるものの、残りの2人については、記録が確認できないことから、事業主は、当時、一部の職員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

さらに、B社の後継事業所であるH社の50周年記念として平成10年に作成された、

昭和 23 年 8 月 15 日以降の退職者の氏名等が記載された職員退職者名簿（以下「退職者名簿」という。）を所持していた元職員は、H 社で厚生年金保険に加入していれば退職者名簿に載っているはずだが、請求者の名前は載っていない旨陳述している。

加えて、H 社の後継事業所である I 社は、請求期間当時の賃金台帳等の資料を保管していない旨回答しており、請求者の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500066 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500054 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 52 年 1 月頃から同年 12 月頃まで

私は、B船舶からC船舶までの期間で、結婚する前までのうち9か月間D船舶に乗船していたが、年金記録を確認したところ請求期間に係る記録がない。請求期間当時、D船舶に乗船していたことは間違いないので、船員保険の被保険者として年金額に反映するよう訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

D船舶を所有するA社における被保険者記録が確認でき、同船舶に乗っていたとする複数の同僚の供述等によると、期間は特定できないものの、請求者が同船舶に乗船し甲板員として勤務していたことはうかがえる。

しかし、船舶所有者名簿によると、A社は昭和 57 年 7 月 31 日に船員保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本によると、同社は平成 14 年 12 月 3 日に解散していることが確認できる上、当時の事業主は連絡が取れず、当時の役員は、請求期間当時の資料は残っていないため、船員保険の取扱いについては不明である旨陳述しており、請求者の請求期間における勤務実態及び船員保険料の控除について確認できない。

また、請求者は、船員手帳及び当時の給与明細書等は保管しておらず、前述の同僚も請求者の具体的な勤務時期等までは記憶にないとしている。

さらに、船舶所有者別被保険者名簿によると、請求者は、昭和 51 年 3 月 1 日から同年 11 月 13 日までの期間はE氏（B船舶船舶所有者）において、昭和 52 年 3 月 3 日から昭和 53 年 9 月 15 日までの期間はF社（C船舶船舶所有者）において、船員保険の被保険者となっていることが確認できる上、E氏又はF社に係る被保険者記録が確認できる複数の同僚が請求者が勤務していたと回答している期間は、それぞれの船

員保険の被保険者記録とおおむね一致していることから、昭和 51 年 3 月 1 日から同年 11 月 13 日までの期間及び昭和 52 年 3 月 3 日から結婚するまでの期間は、A 社に勤務していたとは認められない。

加えて、A 社に係る船舶所有者別被保険者名簿によると、請求者が D 船舶の乗船と下船が同時期だったとして姓のみを挙げた同僚について、同姓の者が 1 人確認できるものの、連絡先が不明のため当時の状況について確認することができない上、当該同僚の同社の資格取得日には、請求者は F 社の被保険者記録が確認できる。

また、A 社に係る被保険者記録が確認できる複数の同僚からは、請求期間当時の同社における船員保険の取扱いについて、明確な回答が得られない上、請求期間における同社の船舶所有者別被保険者名簿には、請求者の名前はなく、被保険者証番号に欠番もない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が船員保険の被保険者として請求期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500176号

厚生局事案番号 : 東海北陸(脱)第1500004号

## 第1 結論

請求期間のうち、昭和33年9月1日から同年12月30日までの期間、昭和37年11月20日から昭和40年6月22日までの期間及び昭和40年11月12日から昭和42年2月4日までの期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和33年9月1日から昭和42年2月4日まで

支給済期間 : ① 昭和33年9月1日から同年12月30日まで  
② 昭和34年3月1日から昭和37年4月20日まで  
③ 昭和37年11月20日から昭和40年6月22日まで  
④ 昭和40年11月12日から昭和42年2月4日まで

日本年金機構の記録では、請求期間のうち、支給済期間①のA社、支給済期間③のB事業所及び支給済期間④のC社における厚生年金保険の被保険者期間について脱退手当金を受給したことになっていると言われた。

しかし、支給済期間②のD社における被保険者期間については、脱退手当金を受給したと記憶しているものの、支給済期間①、③及び④の期間については、脱退手当金を受け取っていないので、請求期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めて欲しい。

## 第3 判断の理由

請求者本人が提出したと思われる請求期間の脱退手当金裁定請求書がE年金事務所に保管されており、当該裁定請求書には、事業所の名称として支給済期間②のD社のほか、支給済期間①のA社、支給済期間③のB事業所及び支給済期間④のC社の記載があり、社会保険事務所(当時)で作成した脱退手当金支給決定何によれば、支給済期間①、②、③及び④を併せた厚生年金保険の被保険者期間を基礎として計算され、

当該裁定請求書が受付された昭和43年3月15日から約3か月後の同年6月12日に支給決定されており、その支給額に計算上の誤りはなく、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、請求者から聴取しても、支給済期間①、③及び④を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は支給済期間①、③及び④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、請求期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と請求期間の被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出がない場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、当該未請求の被保険者期間が存在することだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。